

熊本県シン・農泊ネットワーク設置要領

(趣旨)

第1条 県内の農山漁村地域において、地域の農林水産業や農山漁村の多面的機能を活かした農山漁村滞在型旅行（以下「農泊」という。）を推進する多様な関係者が連携し、研鑽を深めながら、熊本県の特徴を活かした農山漁村体験プログラムの提供などを図り、もって農山漁村地域の所得向上及び地域の活性化に資することを目的として、熊本県シン・農泊ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(業務)

第2条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 会員相互の情報交換会等の実施
 - (2) 農泊実践者等の人材育成
 - (3) 農泊に係る広報活動
 - (4) 農泊実施地域の支援
 - (5) その他協議会の目的を達成するために必要と認められる事業
- 2 前項に定める農泊実施地域は、ネットワーク事務局において別に定める要件に該当しているか審査し、選定を行う。審査にあたり、必要に応じて会員から意見を聴取する。

(会員)

第3条 ネットワークの会員は、第1条の目的に賛同する次の機関、団体、個人等とする。

- (1) 熊本県
- (2) 市町村
- (3) 農泊、グリーンツーリズム実践者組織
- (4) 農林漁業関係団体
- (5) 農林漁業体験民宿業経営者
- (6) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出を行って宿泊を提供する農家民泊経営者
- (7) その他、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可若しくは住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出を行って宿泊を提供する者
- (8) 農林漁業体験提供事業者
- (9) その他、会長が趣旨に沿うと認める者

(入会及び退会)

第4条 前条第3号から第9号に規定する者が入会を希望する場合は、加入申込書(別記第1号様式)を提出するものとする。

2 退会を希望する者は、退会届(別記第2号様式)を提出するものとする。

3 前条に規定する者が要件を満たさなくなると認められる場合は、会員の資格を喪失するものとする。

(役員)

第5条 ネットワークには、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課長をもって充てる。

3 副会長は、会長が会員の中から選任する。

(役員職務等)

第6条 会長は、会を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 ネットワークの事務局は、熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年3月29日から施行する。

別記第1号様式

熊本県シン・農泊ネットワーク 加入申込書

お申込日：令和 年 月 日

ふりがな 経営施設名	()
施設所在市町村名	
ふりがな 役職・氏名	()
ふりがな 所属名 ※協議会や会社名等	()
所属先の属性	<input type="checkbox"/> 農泊協議会事務局 <input type="checkbox"/> 農泊協議会構成員・連携団体 <input type="checkbox"/> 農林漁家民宿経営者 <input type="checkbox"/> 自治体・観光協会職員 <input type="checkbox"/> 観光関係事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
ネットワーク に関するご意 見・ご要望など	

※ご記入いただいた個人情報は、本ネットワークの運営に資する目的以外には使用いたしません。

別記第2号様式

熊本県シン・農泊ネットワーク 退会届

お申込日：令和 年 月 日

ふりがな 経営施設名	()
ふりがな 代表者氏名	()
ふりがな 所属名	()
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
退会理由	

※ご記入いただいた個人情報は、本ネットワークの運営に資する目的以外には使用いたしません。